

ムダなダムをストップ！！

事務局だより No. 46 2013年12月24日 ムダなダムをストップさせる栃木の会

【ムダなダム裁判】

☆対栃木県知事・3ダム訴訟・控訴審・判決間近！

(平成23年(行コ)第169号) 東京高裁第4民事部

2014年1月27日(月) 16:00～ 判決言い渡し 102号法廷

東京高裁での控訴審は11月12日での口頭弁論で結審となりました。1都5県の裁判の中でも特に栃木県の場合には、ダムを必要としない明らかな理由がいくつも挙げられます。

栃木県の場合、①ハツ場ダムの問題では、利根川本川から最も近いところでも5km離れており、利根川の氾濫は栃木県には及んでおらず、ハツ場ダムによって治水上の著しい利益を受けることは考えにくいこと、②南摩ダムは水の貯まらないダムであり、水収支が成り立たないことは国のデータを用いた運用試算でもはっきりしていること、③栃木県には南摩ダムの水を必要とする水道計画がなく、水が必要とされている2市3町(栃木市、下野市、壬生町、野木町、岩舟町)においても地下水が豊富にあって現在の保有水源で十分賄えるため思川開発事業に参加する必要はないこと等々、裁判の過程で準備書面、証人尋問等を駆使し主張・立証してきましたので(法廷の状況参照)、普通に考えれば敗訴となるはずはないと思われるのですが、宇都宮地裁の一番判決は行政の裁量権をとんでもなく大きく認めたものでした。果たして東京高等裁判所はどのような判決を下すのでしょうか。

なお、1都5県のハツ場ダム訴訟控訴審は、すでに千葉、東京で判決が出ており(敗訴・上告申立)、茨城は3月に判決を迎える予定。群馬、埼玉は継続中。

《栃木・3ダム訴訟報告》法廷の状況

11月12日(水) 15:00～16:00 3ダム訴訟控訴審・第2回口頭弁論
大木・若狭・野崎・服部各弁護士と控訴人高橋比呂志さんが最終準備書面の要旨を約1時間かけ、持てる力を振り絞って最終弁論をおこなった。これで弁論は終了し、あとは1月27日の判決を待つのみとなった。

1 日時・場所 2013年11月12日15時～16時10分 東京高裁102号法廷

2 出席者

裁判所：田村幸一裁判長、浅見宣義左陪席、高橋光雄右陪席

控訴人：高橋比、山家

控訴人代理人弁：大木、高橋、若狭、服部、野崎、品川、及川（千葉）、福田（群馬）

被控訴人代理人弁：谷田、白井、船田、平野ほか指定代理人多数

3 提出書面についての整理

- (1) 控訴人らの「差し止め請求」を「損害賠償請求」に変更する訴え変更申立書陳述、これに対する被控訴人の棄却を求める第5準備書面陳述。
- (2) 控訴人らの準備書面10, 11を陳述、被控訴人の第4準備書面を陳述
- (3) 証拠書類として甲B217~222、甲C106~111提出
なお、甲B211と甲B211の1~14がダブるので、甲B216の1~14に変更する旨の上申については、既に両者を別の番号として整理してあるので、甲B216は欠番とする。
- (4) 死亡した控訴人については、訴訟終了とする。
- (5) 国土交通大臣の訴訟への参加申立は却下する。

4 最終準備書面の要旨の陳述

以下のとおり控訴人側が準備書面10, 11の要旨をパワーポイントを使って陳述した。

(1) 判断の枠組みについて（大木弁護士）

南摩ダムの治水負担金に関して

栃木県が水道用水供給事業を行うために思川開発事業に参画し続けるとの判断は、その判断の過程において考慮すべき事情を考慮しない結果、その内容が社会通念上著しく妥当性を欠くものになっていること。栃木県が思川開発事業から撤退しないことは、栃木県に与えられた裁量権を逸脱・濫用したものであること。水道用水供給事業についてはその必要性も実現可能性もないことが明らか。

ハッ場ダムの治水負担金に関して

都府県が河川法に基づく負担金の支出をする要件は「著しく利益を受ける場合にその受益の限度において」であるが、栃木県は利根川から最短距離の地点でも5km離れており、ハッ場ダムによって治水上の利益を受けることはないので、負担金納付の要件を欠いている。

(2) 3ダムの概要と環境問題（若狭弁護士）

3ダムの位置関係について陳述。湯西川ダムは残念ながら完成してしまったが、3つのダムともに建設によって貴重で豊かな自然・文化的環境が失われてしまうのにも拘わらず環境影響評価が適正におこなわれていないこと、特にハッ場ダムの場合には縄文時代の貴重な遺跡が失われてしまうため、適正な環境影響評価を行わないことは違法であると強調した。

(3) ハッ場ダムの治水（控訴人高橋比呂志）

原判決では、「栃木県はハッ場ダムによって著しい利益をうける」として治水負担金の割合を定めたことに不合理はない、とされている。しかし、栃木県と利根川の位置関係を考慮せず利根川の氾濫が栃木県に及んだと事実誤認しており、原判決は誤りである。

平成23年1月に関東地方整備局が示したハッ場ダム建設事業の検証に係る検討「費用便益比算定」によれば、国が費用対効果分析において栃木県が著しく利益を受けないことを証明した。この資料の中では、昭和22年洪水ほか代表的な8洪水それぞれで「ハッ場ダムを建設した場合と建設しない場合」における氾濫計算を各流量規模ごとに実施し、その氾濫計算により得られた浸水深と各ブロックごとの資産等からマニュアルに基づき算出している。これによると、栃木県の被害は、8洪水全ての場合でハッ場ダムがあっても無くても差がないか、ごくわずかであることが明らかである。つまり、栃木県にハッ場ダムによる洪水調節効果はないのであり、到底「著しい利益」など認められない。

(4) ハッ場ダムの危険性（野崎弁護士）

控訴審においてはハッ場ダムの危険性に関しての新たな主張・立証のみ説明する。

国土交通省が八ッ場ダム建設事業の検証によって見直した新たな地滑り対策によっても、地滑り問題は解決できていないことを明らかにしたい。新たな地滑り対策の問題点は多々あるが、特に、安定解析を行う際の安全率については、八ッ場ダム周辺地域の特色を考慮せず、全て日本全体を対象として一般値、参考値である指針に基づいて設定がなされており、地下水位については安全率が高くなるように、滑り面より下に設定するなど、設定条件が甘く定められているし、地震に対する安全率の考慮も欠いている点を指摘したい。

(5) 思川開発事業の治水・利水（服部弁護士）

思川開発事業の治水について

思川乙女地点における基本高水流量、計画高水流量の問題、治水量算定の合理性の問題、渡良瀬遊水地が考慮されていない点、国と県が矛盾している点等、原審の問題点は多岐にわたっているが、このような非合理性や矛盾が生じるのは、全てが数字合わせの産物であり、客観的にその必要性を吟味した結果によらずに計画が策定されているからであることは明白である。莫大な費用負担に見合う治水上の利益が得られる見込みはない。

利水について

水需要予測の推計は実績と乖離し、新規水需要はない。思川開発事業の利水によって転換する地下水削減量はわずか1%に過ぎず、地盤沈下も沈静化しているため表流水への転換の必要性はない。また、栃木県には水道用水供給事業の計画も存在せず、財政上大きな負担となる高価な表流水を買うという意思表示をしている市町はない。

南摩ダムは水が貯まらないダムで、ダムが空もしくは空に近い状態が続出することは必至であると繰り返し指摘され、水資源機構の検討結果と全く異なる見解が出ているにも拘わらず、水資源機構の見解を丸呑みするだけで栃木県で一度たりとも両者を比較検討していないことは著しい検討不足であり、判断過程の大きな誤りである。

5 判決期日

判決言渡しは2014年1月27日（月）16時から101号法廷で行われることになった。

6 判決後の意見交換

16時20分から50分まで、弁護士会館の2階ロビーにおいて、弁護団及び傍聴者との間で意見陳述の説明及び意見交換が行われた。

法廷の記録は以上

八ッ場ダム住民訴訟9周年報告集会

ダムだけがたよらない流域治水とは

～滋賀県・流域治水推進条例の試み～

2013年12月21日（土）東京・全水道会館で開かれた八ッ場ダム住民訴訟9周年報告集会における今本博建氏（京都大学防災研究所所長・淀川水系流域委員会委員長を歴任）の講演要旨を報告する。

・明治29年の旧河川法制定以降、日本の治水は対象洪水を設定しそれ以下の（一定限度の）洪水を河川に封じ込めるといったものであった。その後は急速な都市化の進展や大都市への人口・資産の集中に対処するため、昭和52年に総合治水対策、昭和62年に超過洪水対策が打ち出されたが、治水の使命である「いかなる洪水に対しても人命を守る」とはほど遠い状態であった。これを「本気」で実現しようとしたのが滋賀県の嘉田由紀子知事が平成24年に提唱した「流域治水」である。

・嘉田知事は平成18年の知事就任と同時に流域治水政策室を設置して検討を開始し、中長期の河川整備方針を策定した。その後23年に流域政策局を設置し24年には流域治水基本方針を策定した。ここでは「ながす」と「ためる」により計画以下の洪水の安全な流下をはかるとともに「とどめる」「そ

なえる」によりあふれた場合にも人命の安全を図ろうとしている。さらにその次の段階として流域治水推進条例を制定・となるのだが、未だ実現はしていない。

・流域治水の目的は、どのような洪水にあっても人命を守ることを最優先とし、それを早期に実現させようということだ。これまでの対策は一定規模の洪水を河道内で安全に流下させる、というもので、財政状況から達成する見込みがない上、達成しても想定を超える洪水が発生すれば役に立たない。

・「流域治水推進条例」は自助・共助・公助を基本とし、県および県民の責務を明確にしている。特に注目されるのは浸水危険区域における建築規制で、違反者への罰則および過料を定めており、流域治水にかける知事の強い意志が読み取れる。

・課題としては、知事管理の河川が 504 河川もあり、全ての整備を同時に進めることはできないことだ。どの河川から整備を実施するか、いかに選定するかの問題が挙げられる。流下能力の向上をはかる事業を実施するためにはランク分けが重要で、緊急性の高い方から A~D ランクと優先順位を付けた。

・危険性、緊急度、人命への影響、事業の効率性、地域性等の 18 項目に上る指標により緊急に改修が必要とされた 32 河川では天井河川の多いのが目立っている。

・嘉田知事就任以後の滋賀県では県営の 3 ダムが中止、国および水機構の 2 ダムが当面凍結状態となっている。滋賀県がダムを中止した論拠を整理すると以下ようになる。

- (1) 治水の最優先目標を「どのような洪水にあっても生命を守る」とした。このことにより「あふれさせない対策」だけでなく「あふれた場合の対策」も同時に進める必要が生じ、それに経費を回す必要が生じた。
- (2) 中長期河川整備計画の目標治水安全度を集水面積 50km² 以上の河川では戦後最大規模洪水に相当する 1/30 に、50km² 以下の河川では 1/10 とした。これにより河川整備だけでも達成可能となった。
- (3) 超過洪水に対しては「あふれた場合の対策」特に危険地での罰則を伴う建築規制で対応する。農業用水路や下水道などの氾濫も考慮した「地先の安全度」に基づいて設定した浸水深が 3m を超える危険地帯ではこの規制が適用されるため、これにより、どのような洪水にあっても資産はともかく「生命を守る」ことは実現できる。

「ダムだけに頼らない治水」を確固たるものにするには、対象洪水を設定してそれに対応した対策を実施する「定量治水」(例：ハッ場ダム等)から、対象洪水を設定せず実現可能な対策を積み重ねる「非定量治水」(例：滋賀県の試み一流域治水)への転換が必要である。

報告集会ではこの講演の後、嶋津暉之さんの講演「ハッ場ダム問題の現状と今後」、1 都 5 県の訴訟弁護団からの裁判報告、各都県のストップさせる会からの報告、質疑、集会アピール採択等がおこなわれ、5 時前閉会となった。
(文責：葛谷 理子)

ヤマナシ収穫祭（南摩ダム建設予定地での自然観察会）は中止

10 月 26 日（土）にダム建設予定地の鹿沼市上南摩でおこなわれる予定だったヤマナシ収穫祭は台風襲来による悪天候のため、急遽中止となりました。来年 4 月末には恒例のヤマナシのお花見会（自然観察会）を開催する予定ですので、ご参加をお待ちします。

年会費納入のお願い

2013 年度（2013 年 4 月 1 日～2014 年 3 月 31 日）の年会費の納入が未だの方は、前号に同封の振込用紙をご利用ください。行き違いになりましたらご容赦ください。裁判も大詰めに近づいています。訴訟維持のため、ご協力をよろしくお願いいたします。なお、カンパも大歓迎です。

ムダなダムをストップさせる栃木の会

事務局：鹿沼市貝島町 472-7

TEL：0289-63-1571

FAX：0289-63-1571

年会費：3,000 円

郵便振替口座：00140-1-500609